

令和5年3月24日

保護者様

総社市教育委員会
教育長 久山延司

令和5年度以降の教育活動における新型コロナウイルス感染症に係る対応について

初春の候、保護者の皆様におかれましては、ご健勝のことと拝察いたします。また、平素から、本市の教育活動に多大な御協力と御支援を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日から5類感染症へ位置づける予定であることに伴い、令和5年4月1日以降の教育活動等について、次のように対応いたします。保護者の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、今後の状況や新たな知見等に応じて対応の変更や追加があることを申し添えます。

記

1 マスクの着用について

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- 登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用を推奨します。
- 学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないようにし、マスクの着脱については、個人の判断とします。
- マスクの着用の有無による差別・偏見等がないように適切に指導を行います。

2 学級閉鎖の基準について

- 同一学級で2～3割程度の児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、学校と学校医が相談のうえ、学級閉鎖を決定します。
- 閉鎖の期間は、4日間を目安に、陽性が判明した児童生徒の最終登校日や感染状況を踏まえて、学校と学校医が相談のうえ決定します。

3 出席停止について

- 当面の間、次の場合に出席停止とします。
 - (1) 児童生徒の感染が判明した場合
 - (2) 児童生徒が濃厚接触者に指定された場合
 - (3) 児童生徒に発熱等の風邪の症状がある場合
 - (4) 児童生徒がワクチンを接種する場合、又、ワクチンの副反応が出た場合（5歳～中学3年生が対象）
- ※(1)～(4)の対応は、今後変更の可能性もあります。

- 令和5年4月1日以降登校可となる場合
 - ・ 児童生徒の同居家族等に未診断の発熱等の風邪の症状がある場合。ただし、県内の感染の状況によって出席停止とする場合もあります。
 - ・ 児童生徒の同居家族が濃厚接触者に指定された場合。
- ※上記2つの場合において家庭の判断で欠席する場合は、出席停止扱いとします。
- 感染不安により欠席する場合は、出席停止扱いとするのではなく欠席とします。

4 新型コロナウイルス感染症の陽性と診断された場合の連絡等について
(令和5年3月25日以降の対応)

- 休日や長期休業中、下校後の感染判明の報告については、授業日に学校への欠席連絡時をお願いします。(市役所宿直を経由しての連絡は行いません。)
- 学校から保護者への感染報告の一斉メールは、3月25日以降は行いません。

5 毎朝の検温等について

- 毎朝の検温、手洗い等の感染症対策は引き続きお願いいたします。発熱等の症状が見られる場合には、登校を控え、自宅で休養するようお願いいたします。

6 4月1日以降の教育活動や学校行事等について

- 学校教育活動の中で感染リスクが比較的高い学習活動の実施にあたっては、一定の感染症対策を講じたうえで行います。
 - ・ 2方向の窓を開けて常時換気を行うとともにCO₂モニターを活用し換気の状態を計測する。
 - ・ グループでの活動は、少人数のグループで行い、大声での会話を控えるとともに、触れ合わない程度の距離を確保する。
 - ・ 歌唱や一斉に声を出す活動では、原則、向かい合っでの発声は控える。
(目安：前方1m程度、左右50cm程度の間隔をとる。)
 - ・ 給食や調理実習の試食時は、机を向かい合わせにしない、大声での会話は控えるなどの感染症対策を行ったうえで、黙食は必要ない。
 - ・ 体育で組み合ったり接触したりする活動の時には、大声での発声は控える。
- 学校行事については、感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、開催方法を工夫するなど、実施に向けて適切に対応します。